

貨物運送取扱事業法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 外国人等国際運送取扱事業の登録
- ② 手続根拠 : 貨物運送取扱事業法第41条、第42条
貨物運送取扱事業法施行規則第43条第1項
- ③ 手続対象者 : 外国人等国際運送取扱事業を經營しようとする者
- ④ 提出時期 : 外国人等国際運送取扱事業を經營しようとするとき
- ⑤ 提出方法 : 許可申請書を作成し、総合政策局複合貨物流通課へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : 無し
- ⑦ 添付書類・部数 : 貨物運送取扱事業法第42条第2項
貨物運送取扱事業法施行規則第43条第2項、部数は提出先へお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式 : 提出先へお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 総合政策局複合貨物流通課 03-5253-8301
- ② 受付時間 : 提出先へお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 提出先に同じ。

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 貨物運送取扱事業法第44条第1項
- ③ 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)